

兵庫労働局発表  
令和元年8月29日

[照会先]  
兵庫労働局労働基準部  
安全課

課長 妹尾 裕治  
安全専門官 濱田 一郎  
TEL. 078-367-9152  
FAX. 078-367-9166

報道関係者 各位



## 『兵庫リスク低減MS運動』を展開します！

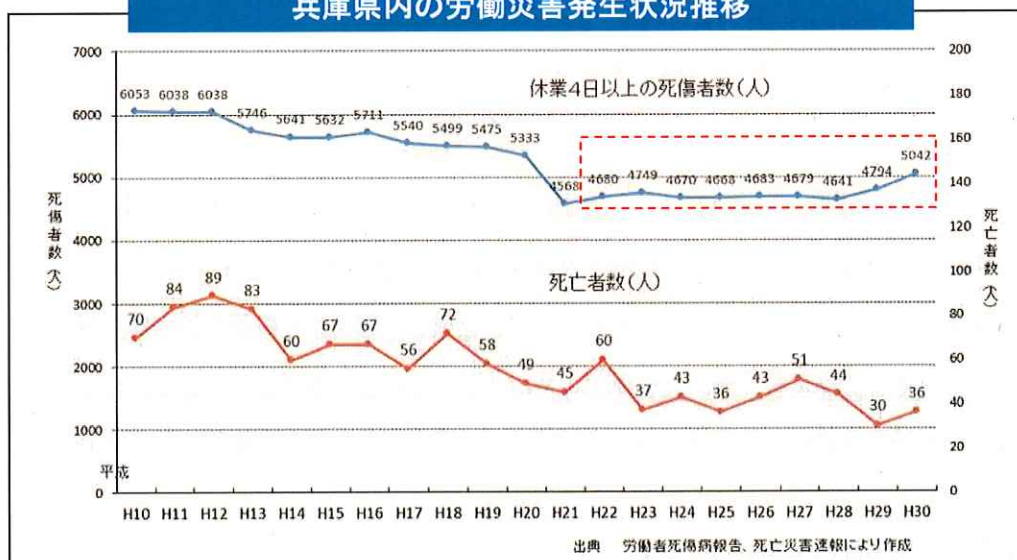
～残留リスク管理で「許容できないリスクがない職場づくり」を目指しましょう！～

はたなか ひろよし

兵庫労働局（局長 畑中 啓良）では、このたび、増加傾向にある兵庫県内の労働災害（死亡災害及び休業4日以上災害）を減少に向けた新たな取組として、県内全域で『兵庫リスク低減MS運動』を展開することとしましたので公表します。

兵庫リスク低減MS運動（以下「MS運動」という。）は、経営首脳者において、安全衛生方針を表明してもらい、「リスクアセスメント<sup>[1]</sup>（事前に危険・有害性の調査、評価等を行う取組）」を継続的に実施し、職場の「残留リスク<sup>[2]</sup>」を明確にすることによって、「許容できないリスクがない職場づくり」を目指すことを目的とした取組であります。

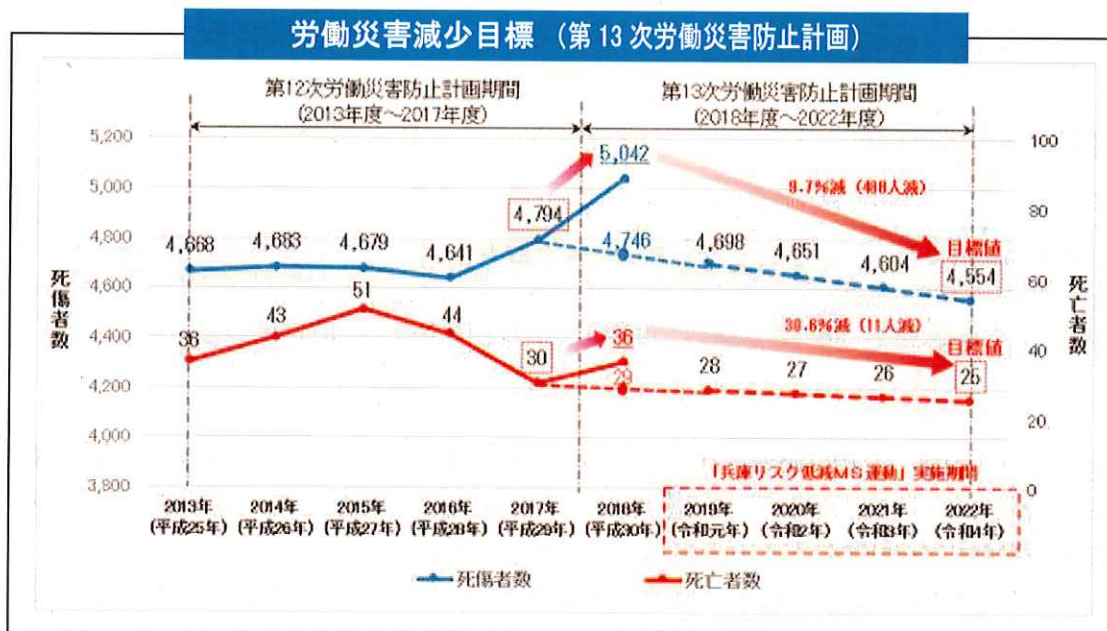
兵庫県内の労働災害発生状況推移



働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは本来あってはならないことではありますが、平成22年以降の兵庫県内の労働災害による死傷者数は、4,600人から4,700人を推移し、平成29年以降は増加に転じる状況となっています。

MS運動は、労働災害自体を減少させる視点は持ちながらも、“労働災害は常に起こり得る状態はある”前提で、事前に、職場に潜在するリスクの排除に努め、残留リスクを許容できるリスクまで低減させることによって、労働災害が発生した場合であっても、被災することで命を落したり、仕事を休むほどの傷害とならないようにするための取組であります。

このMS運動を中期的に実施し、結果として第13次労働災害防止計画が掲げる労働災害減少目標\*の達成を図ることを目指します。



※ 第13次労働災害防止計画【労働災害減少目標】

○死亡災害 死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。

(2017年) 30人 → (2022年) 25人以下

○死傷者数 死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。

(2017年) 4,794人 → (2022年) 4,554人以下

【『兵庫リスク低減MS運動』の基本的事項】

- 『兵庫リスク低減MS運動実施要綱（別添）』に基づき展開していきます。
- 「後手の安全衛生管理」から「先手の安全衛生管理」へ経営首脳者の意識を切り換える。
- 「予見可能な労働災害」は、災害に至る前に「結果を回避する措置」を確実に行う。
- リスク低減方策後の「残留リスク」を明確にし、残されたリスクを職場で共有する。

【MS運動スローガン】

『残留リスクを見逃さず 達成しようゼロ災害』



**【主唱者】**

兵庫労働局及び各労働基準監督署

**【協賛者】**

兵庫労働災害防止団体等連絡協議会

- ・ 一般社団法人兵庫労働基準連合会
- ・ 建設業労働災害防止協会 兵庫県支部
- ・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部
- ・ 港湾貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県総支部
- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会 兵庫県支部
- ・ 一般社団法人日本ボイラ協会 兵庫支部
- ・ 一般社団法人日本クレーン協会 兵庫支部
- ・ 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 兵庫県支部

独立行政法人労働者健康安全機構 兵庫産業保健総合支援センター

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会兵庫支部

一般社団法人RSTトレーナー会

MS運動は、局署が主唱し、協賛者となる労働災害防止団体等11団体より取組支援を受けて展開します。

**「MS運動」による「事業者の取組事項」（労働災害防止団体等は取組支援）**

**【取組対象】** 業種、規模は問わず対象とします。

**【取組事項概要】**

1 経営首脳者による「安全衛生方針表明」を行う。

（労働災害防止は、経営首脳者が安全衛生に対する深い認識を持つことが重要。）

2 年間安全衛生管理計画を策定する。

（安全衛生活動を組織的・継続的に運営する。）

3 安全衛生管理に「PDCAサイクル<sup>[3]</sup>管理」を導入する。

（継続的に安全衛生水準を向上（スパイラルアップ）させていく。）

4 職場の「総点検」を繰り返し実施する。

（職場に潜在する危険・有害な箇所、機械、作業方法等を洗い出す。）

5 「リスクアセスメント」を繰り返し実施する。（3ステップメソッド<sup>[4]</sup>）

（職場の総点検結果、ヒヤリハット情報、過去の災害情報等をもとにリスクを見積もり、リスクレベルに応じたリスク低減方策を確実に実施する。）

6 「残留リスク管理」を明確にする。

（職場のリスクを調べ尽し、リスク低減方策を確実に実施した後、残留リスクが、「許容可能なリスク」であるか、又は「許容出来ないリスク」であるのかを明確にする。）

脚注番号

[1] 「リスクアセスメント」

事前に危険性・有害性の調査、評価等を行う取組のこと。

労働安全衛生法第 28 条の 2（労働安全衛生規則第 24 条の 11（危険性又は有害性等の調査））に規定されたもので、建設物、設備、作業等の危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる取組である。また、労働安全衛生法第 57 条の 3 は、化学物質に関する取組である。

なお、「リスク」とは、人が傷つくような事故・災害の起きる確率とそのひどさの組み合わせのこと。

[2] 「残留リスク」

○ 常に存在しているリスクのこと。保護方を講じた後に残るリスクをいう。（平 19.7.31 付け基発第 0731001 号「機械の包括的な安全基準に関する指針（第 1 趣旨等、3 用語の定義）」による。）

○ リスク低減方策が講じられた後にも残っているリスク（「JIS Z 8051（ISO/IEC Guide 51）安全側面—規格への導入指針」による。）

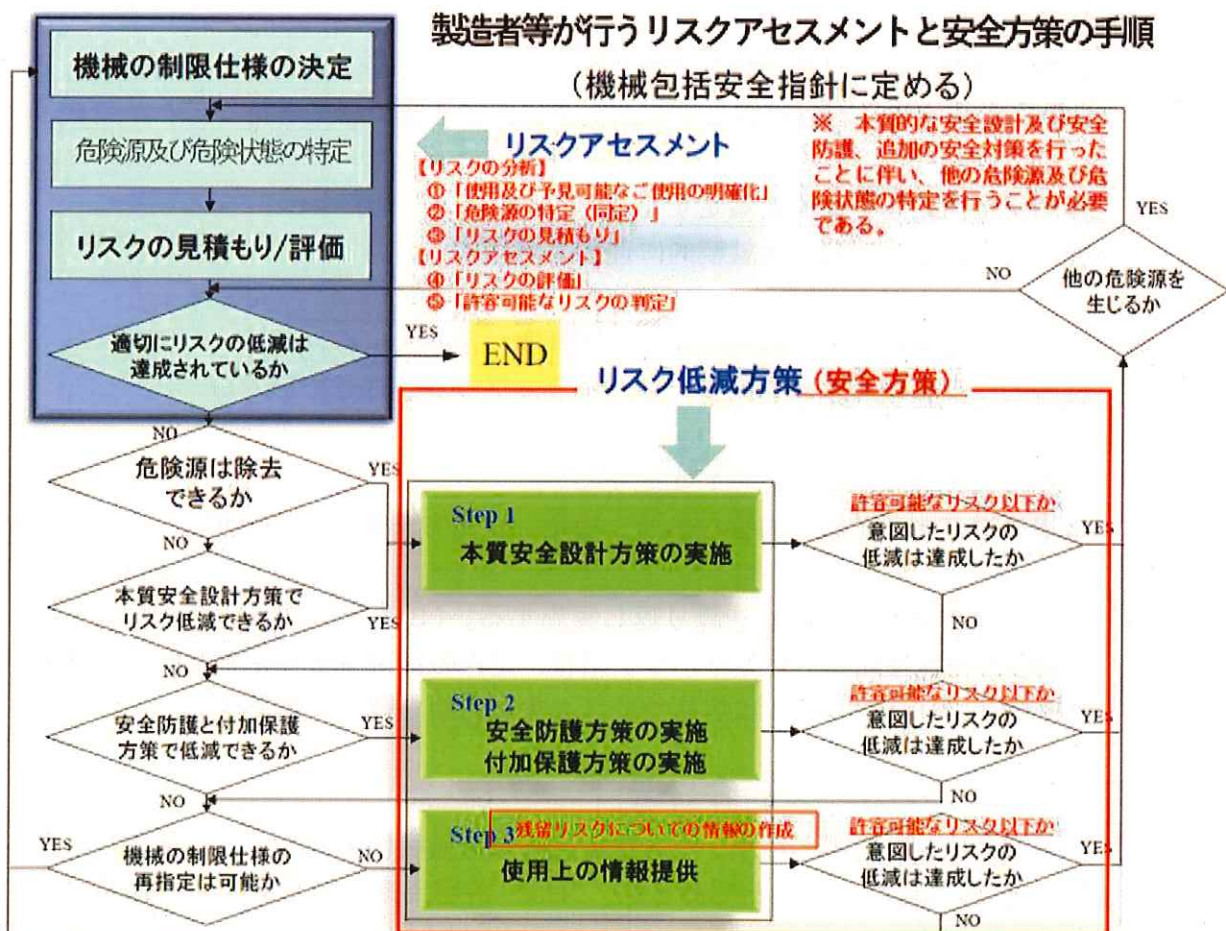
[3] 「PDCA サイクル」(PDCA cycle、「Plan-Do-Check-Act」 cycle)

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法のこと。

[4] 「3ステップメソッド」

「段階的リスク低減方策」のことであり、機械安全国際規格の中ででてくる、リスクを低減する手順や方法をまとめたものである。

「本質的安全設計方策 (step1)」を実施し、次に「安全防護及び付加保護方策 (step2)」を実施、さらに残留リスクについて「使用上の情報 (step3)」を作成してユーザー等に提供する手法のこと。



# 「兵庫リスク低減MS運動実施要綱」

兵庫労働局

## 1 趣旨

兵庫リスク低減MS運動は、PDCAサイクルによる組織的安全衛生管理を運用し、リスクアセスメントを継続的に行うことにより、リスクを調べ尽くし、残るリスクの大きさ（残留リスク）を明確にすることによって、残されたリスクを重点的に管理し、「許容できないリスクがない職場づくり」を目指すことを目的とし、労働災害の根絶に向け、働く人すべてがそれぞれの立場で自主的に安全で健康的な職場環境の形成に努め、安全衛生水準の継続的・段階的な向上（スパイラルアップ）につなげるための運動である。

この運動を通じて、平成30年度を初年度とする「兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画」が掲げる労働災害減少目標の達成に向け、兵庫労働局、労働基準監督署、労働災害防止団体等の関係団体、労使等の関係者が連携し、積極的に展開する。

## 2 スローガン

『 残留リスクを見逃さず 達成しようゼロ災害 』

## 3 実施期間

令和元年度から令和4年度に実施するものとする。

## 4 対象業種、規模等

全業種を対象とし、規模は問わない。

## 5 目標

(1) 実施期間最終年度における目標（令和4年度末）

ア 労働局にあつては、「兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画」が掲げる労働災害減少目標を達成すること。

イ 労働基準監督署にあつては、署別労働災害防止計画に掲げた労働災害減少目標を達成すること。

(2) 各年度における目標（令和元年度末、令和2年度末、令和3年度末）

労働局、労働基準監督署とも、年度当初に掲げる行政目標とした労働災害減少目標を達成すること。

## 6 主唱者

兵庫労働局及び各労働基準監督署

## 7 協賛者

兵庫労働災害防止団体等連絡協議会

- ・一般社団法人兵庫労働基準連合会
- ・建設業労働災害防止協会 兵庫県支部
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県総支部
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会 兵庫県支部
- ・一般社団法人日本ボイラ協会 兵庫支部
- ・一般社団法人日本クレーン協会 兵庫支部
- ・公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 兵庫県支部

独立行政法人労働者健康安全機構 兵庫産業保健総合支援センター

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 兵庫支部

一般社団法人RSTトレーナー会

## 8 具体的実施事項

### (1) 主唱者の実施事項

- ① 「安全衛生表彰式」を開催する。
- ② 「ゼロ災・リスクアセスメント推進大会」において「兵庫リスク低減MS運動（以下「MS運動」という。）」を周知する。
- ③ 全国安全週間（準備期間を含む。）に実施する労働局長、主唱者幹部等によるパトロールにおいて、「MS運動」を周知する。
- ④ 労働災害防止団体等と連携し、「MS運動」を周知する。
- ⑤ リスクアセスメント（非定常作業を含む）について、作業内容等に即したマニュアルを活用して具体的な実施方法を示すことにより、その実施率を向上させる。  
また、リスク低減措置後の残留リスク対策の重要性を周知する。
- ⑥ 「年間安全衛生管理計画」の作成及び「PDCAサイクル管理」導入に向けた指導を行う。
- ⑦ 第三次産業（小売業・飲食店）に対して、集団指導、説明会等により「MS運動」の周知を行う。
- ⑧ 第三次産業（社会福祉施設）に対して兵庫県、市町等の各自治体と連携して実施する集団指導、説明会等により「MS運動」を周知する。
- ⑨ 熱中症予防対策に係るパトロール・研修会等において「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」とともに「MS運動」を周知する。
- ⑩ 労働安全衛生マネジメントシステム（平成11年労働省告示第53号、改訂令和元年厚生労働省告示第54号。以下「OSHMS」という。）の導入に向

けた指導を行う。

- ⑪ 「MS運動」の周知用リーフレット、ポスター、垂れ幕、取組宣言書（様式：協賛団体用、事業場用）を作成し、兵庫労働局のホームページを通じて、情報提供を行う。

## (2) 協賛者の実施事項

- ① 協賛者は、「ゼロ災・リスクアセスメント推進大会」を開催し、局署と連携することにより、「MS運動」の周知を広く展開する。
- ② 会員等にリスクアセスメント（非定常作業を含む）の実施を勧奨する。（残留リスク管理を含む。）
- ③ 会員等にポスター、垂れ幕等の掲示を勧奨する。
- ④ 会員等に「年間安全衛生管理計画」の作成、実行及び「PDCAサイクル管理」導入の支援を行う。
- ⑤ 会員等にOSHMS、リスクアセスメント研修等を実施する。
- ⑥ 協賛者が実施するOSHMS、リスクアセスメント研修等の受講を勧奨する。
- ⑦ 会員等に危険箇所の見える化、リスク低減措置の実施を勧奨する。
- ⑧ 会員等に安全衛生パトロールの実施を支援する。
- ⑨ 会員等の運動取組宣言とOSHMS導入状況の把握を行う。
- ⑩ ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策等（長時間労働の抑制等）の健康管理活動の支援を行う。

## (3) 事業者の具体的な取組事項

- ① 経営首脳者の安全衛生方針表明を行う。
- ② 「MS運動取組宣言」を行い、宣言書を掲示する。
- ③ 協賛者が開催する「ゼロ災・リスクアセスメント推進大会」に参加することにより、「MS運動」を展開する。
- ④ 協賛者が開催するOSHMS導入及びリスクアセスメント研修等を受講する。
- ⑤ 職場の総点検を実施する。
- ⑥ リスクアセスメント（非定常作業を含む）を行い、「残留リスク管理」を実施する。
- ⑦ 化学物質のリスクアセスメントを実施する。
- ⑧ 「年間安全衛生管理計画書」を作成、実行することにより「PDCAサイクル管理」を導入する。
- ⑨ 「年間安全衛生管理計画書」に、リスクアセスメントの実施及び結果に基づく措置を盛り込み、リスクに応じたリスク低減方策を確実に実施する。

- ⑩ 交通労働災害を分析し、地域の交差点の危険マップ・事故発生マップを作成し、安全掲示板等で周知する。
- ⑪ ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策等の健康管理活動(長時間外労働の抑制等)を実施する。
- ⑫ 安全衛生パトロールを実施する。
- ⑬ ポスター、垂れ幕等を掲示する。



## 「兵庫リスク低減MS運動」

令和元年度よりキックオフ！

「許容できないリスクがない職場づくり」  
を目指しましょう！

MS運動の取組よろしくお願いたします！



# 兵庫リスク低減MS運動

『残留リスクを見逃さず 達成しようゼロ災害』

『兵庫リスク低減MS運動』は、PDCAサイクルによる組織的安全衛生管理を運用し、リスクアセスメントを継続的に行うことにより、リスクを調べ尽くし、残るリスクの大きさ（残留リスク）を明確にすることによって、残されたリスクを重点的に管理し、「許容できないリスクがない職場づくり」を目指すことを目的とし、労働災害の根絶に向け、働く人すべてがそれぞれの立場で自主的に安全で健康的な職場環境の形成に努め、安全衛生水準の継続的・段階的な向上（スパイラルアップ）につなげるための運動である。

この運動を通じて、平成30年度を初年度とする「兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画」が掲げる災害減少目標の達成に向け、兵庫労働局、労働基準監督署、労働災害防止団体等の関係団体、労使等の関係者が連携し、積極的に展開するものです。

【スローガン】

『残留リスクを見逃さず 達成しようゼロ災害』

- ★ 経営首脳者による「安全衛生方針表明」を行いましょう。
- ★ 兵庫リスク低減MS運動を通して、中期的なスパンをかけて次の取組を実施しまししょう。
  - ① リスクアセスメントを繰り返し実施しまししょう（3ステップメソッド）
  - ② 「残留リスク管理」を明確にしまししょう。（職場のリスクを調べ尽くしまししょう）
  - ③ 繰り返し「総点検」を実施しまししょう。
  - ④ 安全衛生管理に「PDCAサイクル管理」を導入し、組織的・継続的な運営をしまししょう。
  - ⑤ 年間安全衛生管理計画を策定しまししょう。（経営トップの方針表明を含む）
  - ⑥ 運動対象に「非工業的業種」を加え、全業種を対象とする。
  - ⑦ 「化学物質のリスクアセスメント」、「健康管理の取組」を行いまししょう。

# 兵庫リスク低減MS運動



## 【主唱者の実施事項】

- ① 「安全衛生表彰式」を開催する。
- ② 「ゼロ災・リスクアセスメント推進大会」において「兵庫リスク低減MS運動（以下「MS運動」という。）」を周知する。
- ③ 全国安全週間（準備期間を含む。）に実施する労働局長、主唱者幹部等によるパトロールにおいて、「MS運動」を周知する。
- ④ 労働災害防止団体等と連携し、「MS運動」を周知する。
- ⑤ リスクアセスメント（非定常作業を含む）について、作業内容等に即したマニュアルを活用して具体的な実施方法を示すことにより、その実施率を向上させる。  
また、リスク低減措置後の残留リスク対策の重要性を周知する。
- ⑥ 「年間安全衛生管理計画」の作成及び「PDCAサイクル管理」導入に向けた指導を行う。
- ⑦ 第三次産業（小売業・飲食店）に対して、集団指導、説明会等により「MS運動」の周知を行う。
- ⑧ 第三次産業（社会福祉施設）に対して兵庫県、市町等の各自自治体と連携して実施する集団指導、説明会等により「MS運動」を周知する。
- ⑨ 熱中症予防対策に係るパトロール・研修会等において「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」とともに「MS運動」を周知する。
- ⑩ 労働安全衛生マネジメントシステム（以下「OSHMS」という。）の導入に向けた指導を行う。
- ⑪ 「MS運動」の周知用リーフレット、ポスター、垂れ幕、取組宣言書（様式）を作成し、兵庫労働局のホームページを通じて、情報提供を行う。

## 【協賛者の実施事項】

- ① 協賛者は、「ゼロ災・リスクアセスメント推進大会」を開催し、局署と連携することにより、「MS運動」の周知を広く展開する。
- ② 会員等にリスクアセスメント（非定常作業を含む）の実施を勧奨する。（残留リスク管理を含む。）
- ③ 会員等にポスター、垂れ幕等の掲示を勧奨する。
- ④ 会員等に「年間安全衛生管理計画」の作成、実行及び「PDCAサイクル管理」導入の支援を行う。
- ⑤ 会員等にOSHMS、リスクアセスメント研修等を実施する。
- ⑥ 協賛者が実施するOSHMS、リスクアセスメント研修等の受講を勧奨する。
- ⑦ 会員等に危険箇所の見える化、リスク低減措置の実施を勧奨する。
- ⑧ 会員等に安全衛生パトロールの実施を支援する。
- ⑨ 会員等の運動取組宣言とOSHMS導入状況の把握を行う。
- ⑩ ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策等（長時間労働の抑制等）の健康管理活動の支援を行う。

## 【事業者の具体的な取組事項】

- ① 経営首脳者の安全衛生方針表明を行う。
- ② 「MS運動取組宣言」を行い、宣言書を掲示する。
- ③ 協賛者が開催する「ゼロ災・リスクアセスメント推進大会」に参加することにより、「MS運動」を展開する。
- ④ 協賛者が開催するOSHMS導入及びリスクアセスメント研修等を受講する。
- ⑤ 職場の総点検を実施する。
- ⑥ リスクアセスメント（非定常作業を含む）を行い、「残留リスク管理」を実施する。
- ⑦ 化学物質のリスクアセスメントを実施する。
- ⑧ 「年間安全衛生管理計画」を作成、実行することにより「PDCAサイクル管理」を導入する。
- ⑨ 「年間安全衛生管理計画」に、リスクアセスメントの実施及び結果に基づく措置を盛り込み、リスクに応じたリスク低減方策を確実に実施する。
- ⑩ 交通労働災害を分析し、地域の交差点の危険マップ・事故発生マップを作成し、安全掲示板等で周知する。
- ⑪ ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策等の健康管理活動（長時間外労働の抑制等）を実施する。
- ⑫ 安全衛生パトロールを実施する。
- ⑬ ポスター、垂れ幕等を掲示する。

# 兵庫リスク低減MS運動取組宣言

一 経営トップを先頭に運動に参加します。

## 【安全衛生方針】

二 リスクアセスメントについての理解を深め、関係者が一体となってリスクアセスメントに取り組みます。

(一) リスクアセスメント結果を社内で広く共有し、リスク低減に努めます。

(二) 「残留リスク」を把握し、許容できるリスクまでリスク低減に努めます。

① 総点検を繰り返し行い、リスクを特定します。

② リスクアセスメントの結果を職場に掲示する等し、共有します。

三 PDCAサイクルによる安全衛生管理の運営を組織的・継続的に努めます。

右、宣言する。

令和 年 月 日

事業場名

代表者職氏名

印

主催 兵庫労働局・県下各労働基準監督署

協賛 兵庫労働災害防止団体等連絡協議会

参加団体 ( )

# 兵庫リスク低減MS運動取組宣言

- 一 私たちは、団体として会員事業場とともに本運動に参加します。
- 二 会員事業場は、リスクアセスメントの理解を深め、関係者が一体となってリスクアセスメントに取り組むとともに、以下を推進します。
  - (一) リスクアセスメント結果を社内で広く共有し、リスク低減に努める。
  - (二) 「残留リスク」を把握し、許容できるリスクまでリスク低減に努める。
    - ① リスクアセスメントの結果を職場に掲示する等し、職場で共有する。
    - ② 安全意識の高揚、作業手順を遵守する。
  - (三) PDCAサイクルによる安全衛生管理の運営に努める。
- 三 ( )

右、宣言する。

令和 年 月 日

団 体 名

代表者職氏名

印

主唱 兵庫労働局・県下各労働基準監督署  
協賛 兵庫労働災害防止団体等連絡協議会